

1

行政刷新会議の評価結果の概要について

# 行政刷新会議及び行政事業レビューの評価結果の概要

## 1. 事業仕分けの概要

- 公開の場において、外部の視点も入れながら、それぞれの事業ごとに要否等を議論し判定するものであり、透明性を確保しながら、予算を見直すことができる有効な方法。
- 行政刷新会議は、事業仕分け第2弾として本年4月下旬と5月下旬に独立行政法人や政府系の公益法人が行う事業について事業仕分けを実施。
- また、各府省において、事業の実態を十分に把握・点検し、その結果を事業執行や予算要求等に反映する取組として行政事業レビューの公開プロセスを実施。

## 2. 事業仕分けの評価結果の概要(生活衛生関係営業分)

### ○行政刷新会議事業仕分け評価結果(平成22年5月24日)

仕分け対象事業	法人	評価結果
○指定講習事業	理容師美容師試験研修センター	<b>廃止</b> (管理理容師・美容師講習の廃止)
○クリーニング師研修等事業	全国生活衛生営業指導センター	<b>廃止</b> (国による研修義務付けの見直し)
○生活衛生振興助成費等補助金	全国生活衛生営業指導センター	<b>廃止</b> (説明責任を果たしつつ、政策目標を達成する上でより効果的な仕組みにより行うべき)

### ○行政事業レビュー公開プロセス評価結果(平成22年6月10日)

仕分け対象事業	法人	評価結果
○生活衛生営業指導費補助金		<b>事業の廃止(直ちに)</b>

## 【全国生活衛生営業指導センター】クリーニング師研修等事業

評価結果 取りまとめコメント	評価結果・取りまとめコメントに対する 対応状況	備考
<p>【評価結果】</p> <p><b>廃止</b>  <b>(国による研修義務付けの見直し)</b>            (権限付与自体の廃止 8名)</p> <p>【取りまとめコメント】</p> <p>内容はともかく、この制度自体がうまくいっていない、本研修の意義が不明確、そもそも国の事業として行う正当性がない、といったコメントがあった。民間で行われることであれば、品質が落ちれば淘汰されていくわけで、品質向上の話は業界内で行えばよいこと。国が義務付ける必要性についての納得の得られる回答はなかった。結論としては権限付与自体の廃止だが、内容としては、国が義務付けること自体を見直す、行うにしても中身について精査する、ということ結論したい。</p>	<p>【削減額】</p> <p>—            ※国費の投入はされていない</p> <p>【取りまとめコメントに対する対応状況】</p> <p>○行政刷新会議の評価結果を踏まえ、クリーニング師の方や関係業界の意見の十分な聴取と、実態の把握を行うため、研修事業の存続の是非や受講率の向上方策、研修内容の精査を中心に議論をする検討の場を22年9月中に設置する。            ※見直しを行うためには、クリーニング業法の改正が必要となりうる</p>	<p>※役員については、平成22年7月の改選時に厚労省OB非常勤役員2名を削減済み</p>

## ワーキンググループ B

事業番号 B-42

(事業名) クリーニング師研修等事業

(法人名) (財)全国生活衛生営業指導センター

### 評価者のコメント(評価シートに記載されたコメント)

---

- 受講率が32%というのは制度上成り立っていない。必要性を検討すべき。
- 既に受講率32%、研修の有効性が認められない。3年に1度の研修を義務づけることはナンセンス。必要なら各都道府県が主体的に実施すればよい。
- 研修の効果を実証するデータがないので、効果判定はできない。それにも関わらず、4500～5000円の受講料徴収を行い、独占的に業務(研修)を行っているのは大きな問題。「優良店」の基準づくり、加盟管理を行政機関の指導抜きで、マーケット原理のみに任せるべきだろう。
- 研修自体の廃止。
- トラブル分析のない現状では、施策の有効性が証明できない。
- 研修事業の意味が理解できない。
- 本研修とクリーニングサービスの水準に、どのような相関があるかが不明。7割弱は受講していないが、市場メカニズムの中でクリーニング市場に大きな問題なく存在している。制度自体が義務の仕組みとしては不要。
- 3年ごとの義務付け研修の必要性は説明できないと考える。真に業界の質が向上する研修内容・方法を再検討してもらいたい。

### WGの評価結果

---

**廃止**

**(国による研修義務付けの見直し)**

権限付与自体の廃止 8名

## とりまとめコメント

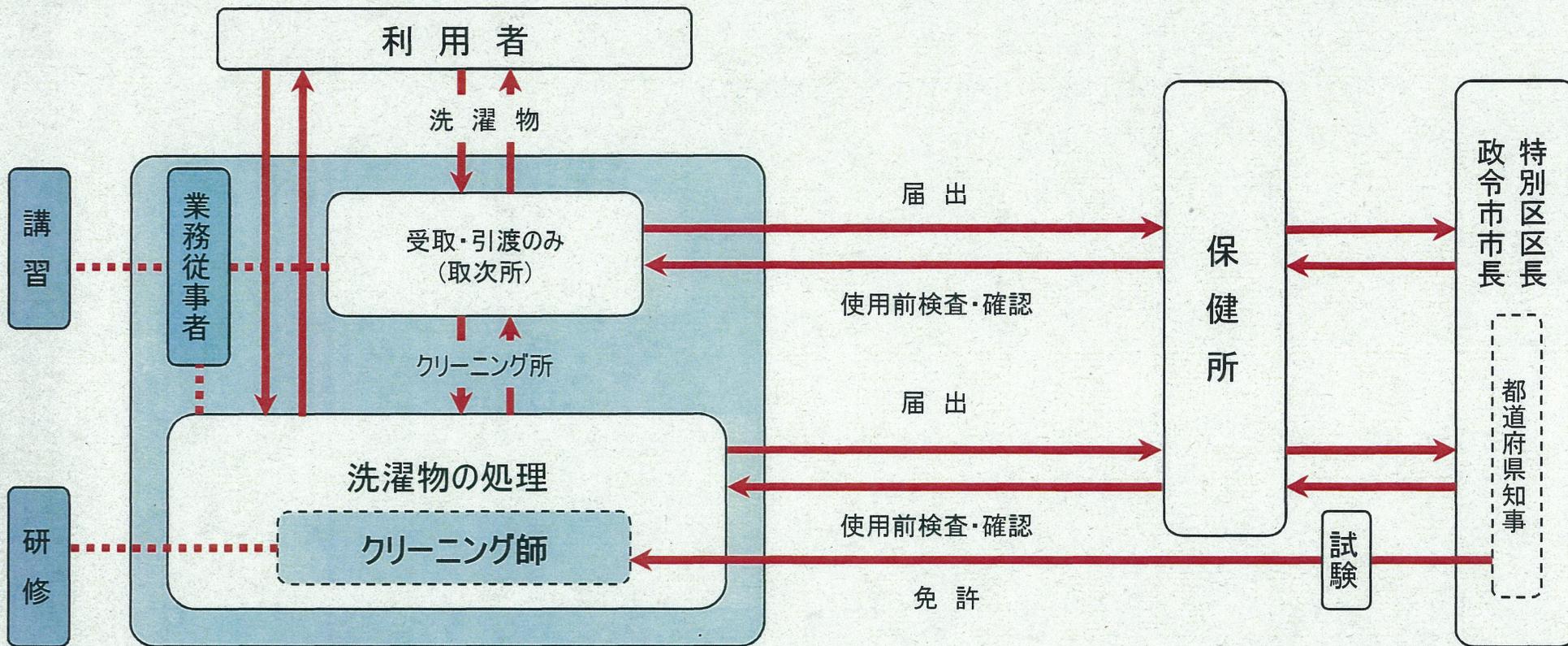
---

内容はともかく、この制度自体がうまくいっていない、本研修の意義が不明確、そもそも国の事業として行う正統性がない、といったコメントがあった。民間で行われることであれば、品質が落ちれば淘汰されていくわけで、品質向上の話は業界内で行えばよいこと。国が義務付ける必要性についての納得の得られる回答はなかった。結論としては権限付与自体の廃止だが、内容としては、国が義務付けること自体を見直す、行うにしても中身について精査する、ということ結論としたい。



## 2 クリーニング師研修等事業について

# クリーニング業法について



## クリーニング業

溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすることを営業とすること。

## クリーニング行為

受取、選別、洗たく、乾燥、プレス、染み抜き、仕上げ、引渡等

## クリーニング所

○ 一般クリーニング所  
洗たく機及び脱水機を備えるとともに、クリーニング師を置かなくてはならない。  
(平成20年度現在 38,165施設)

○ 取次所  
洗たく物の処理をせず受取・引渡のみを行う。  
(平成20年度現在 98,586施設)

## クリーニング師

都道府県知事免許(平成20年度現在  
従事クリーニング師数 57,707人)

## クリーニング業務従事者

クリーニング所の業務に従事する者(クリーニング所の従業員5人に1人以上)は業務に関する講習会を受講。

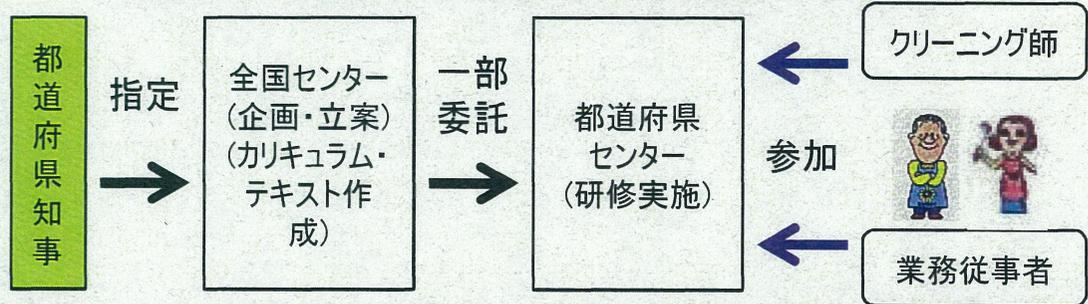
# クリーニング師研修等事業について

- クリーニング師等研修制度は、業務に関する知識・技能の向上を図ることにより事故を防止し、消費者(利用者)利益の保護とクリーニング業の経営の健全化を図ることを目的。
- クリーニング師等については、クリーニング業法に基づき、業務に従事した1年以内に研修(講習)を受け、研修受講後3年を超えない期間で再研修(再講習)を受けることとされている。

## クリーニング師とは・・・

○クリーニング師の免許は、中学校を卒業したものを対象に、都道府県知事の試験(①衛生法規、②公衆衛生、③洗濯物の知識及び技能)に合格した者に付与(法第6条)

## クリーニング師研修等事業のスキーム



### 背景

- 衣料素材の多様化
- ファッション化
- 加工技術の複雑化
- 環境規制の変化

### 研修実施

### 専門職種の養成

- 資質の向上
- 最新知識の修得
- 技術水準の向上

### 研修効果

○常に衛生的で安心な状態でサービスを提供

○国民の「健康で、美しく、楽しい」生活を実現

# クリーニング師研修等事業の主な内容

## 1. 洗濯物の受取り、保管及び引渡しへの対応

- 利用者からのクレームのあった問題事例について、「クレームの原因」、「クリーニング店に求められる対応」、「トラブル防止のポイント」を提示
- 洗濯物の状況把握、引渡し時の確認等の望ましいカウンター業務のあり方を提示

## 2. 繊維素材の基礎知識

- 繊維素材の性質、衣料品生産の方法、染色加工等について、最新の情報を提供し、事故防止策を提示

## 3. 洗濯物の処理のあり方

- クリーニングの工程、溶剤・洗剤・クリーニング用機器について、最新の情報・留意点を提示

## 4. 衛生法規及び公衆衛生の知識

- 衛生法規や環境規制、公衆衛生の最新の規制の変更点などについて提示